

# 伊佐市農業委員会 9 回総会議事録

1. 開催日時 平成27年12月17日(木) 午前8時58分から10時05分

2. 開催場所 菱刈庁舎 3階中会議室

3. 出席委員 (18人)

会 長 21番委員  
委 員

1番委員	2番委員
3番委員	4番委員
5番委員	6番委員
8番委員	9番委員
10番委員	11番委員
12番委員	14番委員
16番委員	17番委員
18番委員	19番委員
20番委員	

4. 欠席委員 (1人)

13番委員

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

9番委員 11番委員

第2 第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について

第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について

第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更・除外)申出」の意見決定について

第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について

第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について

第6号「非農地証明願」について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長	農地振興係長
農地振興係書記	農地振興係書記

【開始時間 午前8時58分】

事務局長 おはようございます。それでは只今より、平成27年度第9回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。一同礼。

議長 皆さんおはようございます。  
本日は13番委員から欠席届が出ております。只今10番委員が遅れると言うことで連絡があります。今日の出席者は18名で1名不足しておりますが、間もなく到着されると思いますので開会します。議事録署名者を、私の方から指名させていただきます。

9番委員と11番委員に議事録署名者をお願いします。

————— 諸般報告 —————

議長 事務局より、諸般の報告1番、農地法第18条第6項の規定による通知について、報告2番農地の利用目的変更について事務局の報告を求めます。

事務局長 報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知につきまして、ご報告いたします。  
資料の1ページから4ページになります。  
農業経営基盤強化促進法による利用権の合意解約が16件ありましたのでご報告いたします。

事務局 報告第2号の農地の利用目的変更について5ページをお開きください。去る7日に事務局で現地調査を行いましたのでご報告申し上げます。

整理番号1番の申請者は伊佐市大口湊辺に居住されております。HIさん88歳で自治会は湊辺であります。申請地は、伊佐市大口湊辺住吉223番4の地目は田、地積は522㎡で申請地の所在地は平出水小学校より東へ1.3kmの場所に位置し現在休耕田として管理してあります。

当該農地は山林に隣接し、天水田の為日照条件も悪く、農作物も育ちにくく収穫量も見込めないこと等により、盛り土を行い畑として銀杏を植樹し管理したいとのことでした。今後、田としての管理は難しく遊休農地対策及び農地の有効利用としても本届け出は適切であると思われますことを御報告いたします。尚今回銀杏を植樹する予定によ

り、隣接農地の所有者には同意をいただいていることを申し添えます。  
以上報告を終わります。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 只今、事務局の報告が終了しました。委員の皆さん質問等はございませんか。  
(なしという声あり。)

議 長 なしということですので、議案の審議に入ります。

————— 議案第1号 —————

議 長 議案第1号 農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定について提案します。  
事務局の報告を求めます。

事務局 長 議案第1号、「農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について利用権設定につきまして説明いたします。  
17ページの総括表をお開きください。  
期間は2年から10年で、面積は田141,988㎡、畑27,749㎡の合計169,737㎡です。利用権の設定をする者の数50人、設定を受ける者の数34人、土地の明細につきましては6ページから16ページの整地番号1番から50番の通りです。皆様方のご審議方よろしくお願ひします。

議 長 事務局の報告が終了しました。委員の皆さん質問等はございませんか。  
(なしという声あり。)

議 長 なしと言うことなのでお諮りします。

議 長 議案第1号の意見決定について事務局の報告のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。  
(全員挙手)

議 長 全員挙手。  
よって、議案第1号 農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見が決定しました。

議案第2号

議長 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定について提案します。

整理番号1番について担当委員の調査報告を求めます。  
8番委員をお願いします。

8番委員 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号の1番及び2番について、去る15日に申請人の立ち会いのもと現地調査をいたしましたので8番が報告をします。なお1番2番は譲受人が同一人であり又譲渡人同士が親族関係にあることから、一括で報告させていただきたいと思えます。よろしいでしょうか。

議長 お願いします。

8番議員 それでは申請人で受人のNTさんは伊佐市大口目丸に居住、自治会は上目丸、年齢は64歳です。整理番号の1番ですが、譲渡し人のOYさんは、横浜市保土ヶ谷区に居住年齢は66歳です。申請地は伊佐市大口目丸字瀬吹918-1地目は田、地積は335㎡で受人の住宅の東約70mに位置し現況は田であります。

次に整理番号2は受人は同じNTさん譲渡人はTTさんで伊佐市大口里に居住、自治会は朝日町申請地は大口目丸字村中899地目は畑、地積は294㎡、外1筆の合計面積676㎡であります。申請地は受人の住宅東隣と2筆目が申請人住宅北約500mに位置しております。現況は畑であります。両方とも地権者が管理出来ない為受人が長年管理してきたこともあり、今回、所有権移転贈与されることになりました。受人の経営面積は105,744㎡となり、取得可能面積であり、また経営意欲もあり、農機具等も揃っております。以上のような理由により整理番号1及び整理番号2の申請は農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付資料として、全部事項証明書、字図等が添付されております。皆様方のご審議をよろしく願いいたしまして報告を終わります。

議長 1番2番についての8番委員の調査報告が終わりました。委員の皆さんご意見質問はございませんか。

(「なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。  
1番2番について、8番委員の調査報告の通り許可することに賛成の委員の挙手を求めます。  
(全員挙手)

議 長 全員挙手。  
よって、整理番号1番2番は許可が決定いたしました。

議 長 整理番号3番について担当委員の調査報告を求めます。  
3番委員お願いします。

3 番 委 員 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち、整理番号3番について、去る12月7日に申請人の代理人行政書士のK S氏立会いのもと現地調査を行いましたので3番が報告いたします。申請人S Aさんは大口鳥巢にお住まいで自治会は鳥巢上で69歳でございます。渡し人S T子さんは伊佐市大口大島に居住され73歳であり自治会は大島南であります。現地は大口鳥巢字宮ノ前721-4地目田、面積14㎡であります。お姉さんからの贈与でございます。所在地は大口文化会館の北側約500m位の西が市道挟み宅地、東、南田、北側宅地であります。良く管理された田んぼであります。すでにS Aさんの田んぼの1枚の一角整備されております。現在の耕作面積も9,825㎡で取得可能面積であります。耕作意欲はあり農機具はすべて揃っております。添付資料として、全部事項証明書、字図等が添付してあります。以上のような理由により当申請は農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。委員の皆様方のご審議をよろしくお願いいたしまして私の報告を終わります。

議 長 3番委員の調査報告が終わりました。委員の皆さんご意見質問はございませんか。  
  
(「なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。  
3番委員の調査報告の通り許可することに賛成の委員の挙手を求め

		ます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって、整理番号3番は許可が決定いたしました。
議	長	整理番号4番について担当委員の調査報告を求めます。 11番委員お願いします。
11番委員		議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号4番について、去る12月11日に現地調査を行いましたので11番が報告いたします。申請人ATさんは伊佐市菱刈荒田に居住され自治会は荒田下で年齢は81歳です。渡し人IMさんはさつま川内市平佐町に居住されていらっしゃいます。申請地は伊佐市菱刈荒田字池ノ上62-1、地目は田、地積938㎡であります。所有権移転贈与でございます。受人の経営面積は21,789㎡です。取得可能面積であります。農業従事者は2名で通作距離は自宅から2km位の所で、現況は良く管理された水田であります。経営意欲はあり農機具等は全て完備されております。以上のような理由により当申請は農地法第3条2項の各項に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。委員の皆様のご審議方よろしくお願ひいたします。以上報告を終わります。
議	長	11番委員の調査報告が終わりました。 委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りします。 11番委員の報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号4番は、許可が決定しました。
議	長	整理番号5番について、担当委員の調査報告を求めます。

20番委員お願いします。

20番委員 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号5番につきまして、去る10日申請人のMTさん立会いのもとに聞き取り調査をいたしましたので、報告を申し上げます。譲受人はMTさんで伊佐市菱刈荒田にお住まいで、自治会は下荒田でございます。年齢が58歳、譲渡し人は伊佐市大口宮人に現在居住、入所されております。父親のMTさんでございます、年齢が82歳、施設に入所されていらっしゃる方でございます。今回生前の贈与と申すことと申すのですが菱刈荒田字早風4352-3外4筆でございます、田が8、722㎡、畑が2、337㎡、計11、059㎡でございます。受人の経営面積は47、860㎡受人の世帯の内農作業の常時従事者数が3名でございます。調査内容でございますが申請地は菱刈の荒田地区及び川内川を渡った菱刈下手地区にございまして、現況は水稻作及び飼料作物でございます。尚、Mさんは生産牛農家の畜産農家でございます。現在の耕作者はTさんが耕作してございます。受人の理由はTさんは贈与という申請であり耕作意欲は十分であり、農機具も完備いたしております。以上のような理由により当申請は農地法第3条2項各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類といたしまして、全部事項証明書、字図等が添付されております。以上の報告でございますが委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 20番委員の調査報告が終わりました。委員の皆さんご意見質問はございませんか。  
(「なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということと申すので、お諮りします。  
整理番号5番について20番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。  
(全員挙手)

議 長 全員挙手。  
よって整理番号5番は、許可が決定しました。  
  
整理番号6番について、担当委員の調査報告を求めます。  
12番委員お願いします。

12番委員 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整

理番号6番につきまして、去る12月10日に現地調査を行いましたので12番が報告いたします。申請人TKさんは伊佐市菱刈下手に居住され、自治会は下手須川で年齢は34歳です。渡し人TTさんは伊佐市菱刈下手に居住され自治会は下手須川で年齢は70歳です。親子関係にあたります。申請地は伊佐市菱刈荒田字中水流4324-198番とそれから菱刈下手字羽作43-2外5筆で地目はすべて田、地積は合計で13,242㎡で贈与であります。受人の経営面積は13,723㎡で取得可能面積であります。農業従事者は3名で通作距離は約1km位で現地は良く管理された圃場であります。経営意欲はあり農機具等は完備されております。以上のような理由により、当申請は農地法第3条2項各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類といたしまして、全部事項証明書、字図等が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして私の報告を終わります。

議 長 12番委員の調査報告が終わりました。委員の皆さんご意見質問はございませんか。  
(「なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。  
12番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。  
(全員挙手)

議 長 全員挙手。  
よって整理番号6番は、許可が決定しました。

議 長 整理番号7番について、担当委員の調査報告を求めます。  
1番委員お願ひします。

1 番 委 員 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に係る決定について7号をご報告いたします。1番です。渡し人住所伊佐市大口大田、名前はNTさん88歳です。受人の住所、伊佐市菱刈川北です。名前はKGさん35歳です。立合いは父親のKSさんがなされました。自治会は地築地下です。申請地は菱刈前目字川除1130-1外2筆です。地目は田、面積の合計は3,084㎡です。Kさんの耕作面積は166,296㎡ですので取得可能面積をクリアされております。申請地の位置はまごし館より北西に1,200m位のところです。現状は良く管理された水田です。東も西も南も北も水田です。今までもKさんが耕作されてお



りました。規模拡大と言う理由です。法的には有償売買です。農機具は全部揃っております。通作距離は約5 kmあります。農業従事者は4名で認定農業者です。耕作意欲はあります。添付書類は全部事項証明書、字図、その他必要書類はすべて揃っております。以上のような理由により当申請は農地法第3条2項各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。委員の皆様方のご審議をよろしくお願ひいたします。私の報告を終わります。

議 長 1番委員の調査報告が終わりました。委員の皆さんご意見質問はございませんか。

(「なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。

1番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めまます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。

よって整理番号7番は、許可が決定しました。

議 長 整理番号8番について、担当委員の調査報告を求めまます。

2番委員お願ひします。

2番委員 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号8番について去る12月11日に現地調査を行いましたので2番が報告いたしまます。申請人I Yさんは伊佐市大口鳥巢に居住され、自治会は鳥巢上、年齢は77歳です。渡し人Y Sさんは伊佐市大口鳥巢に居住され、自治会は鳥巢下、年齢は82歳であります。申請地は伊佐市大口鳥巢字屋弥添123-1地目は田、地積は599㎡で所有権移転売買であります。受人の経営面積は9,149㎡で取得可能面積であります。農作業従事者が2名で通作距離は受人自宅より500m位に位置しており、現況は良く管理された農地であります。いままで渡し人が耕作しておりましたが、体力的に耕作できなくなった為、申請人にお願ひしたところであります。経営意欲あり農機具などはすべて完備してあります。以上のような理由により当申請は農地法第3条2項各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類は全部事項証明書、字図、委任状が提出されております。委員の皆様方のご審議をよろしくお願ひいたして私の報告を終わります。

議 長 2番委員の調査報告が終わりました。委員の皆さんご意見質問はございませんか。

(「なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。

2番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。

よって整理番号8番は、許可が決定しました。

議 長 整理番号9番について、担当委員の調査報告を求めます。

5番委員お願いします。

5 番 委 員 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号9番につきまして、去る12月7日現地調査を行いましたので5番が報告いたします。譲受人KTさんは伊佐市大口白木に居住し自治会は白木で年齢は68歳であります。譲渡し人はMMさん外2名の共有名義となっており、MMさんは大分県中津市に居住され年齢は69歳であります。申請地は大口下殿字池ノ山1023-109地目は畑、地積は973㎡で所有権移転は売買でございます。申請地の所在地は県立北薩病院から東の方向に600m行った県道沿いにありまして、北側が畑、南側が道路、東と西側が宅地となっております。現況はよく管理された畑であります。受人の経営面積は10,537㎡で、取得可能な面積でございます。農業従事者は2名で、通作距離は自宅から15分くらいのところに位置しております。経営意欲あり農機具等は完備しております。以上のような理由により当申請は農地法上問題ないものと思われまますので、許可相当と思われまます。添付書類は全部事項証明書、位置図、委任状が添付されております。委員の皆様方のご審議をよろしく願いいたします。

議 長 5番委員の調査報告が終わりました。委員の皆さんご意見質問はございませんか。

(「なし」という声、多数あり。)

- 議 長 なしということでございますので、お諮りします。  
5番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。  
(全員挙手)
- 議 長 全員挙手。  
よって整理番号9番は、許可が決定しました。
- 議 長 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に係る決定は申請件数9件で9件の許可が決定しました。
- 議案第3号 —————
- 議 長 議案第3号農業振興地域整備計画の一部変更、(用途区分変更・除外・編入)の申出の意見決定について提案します。
- 議 長 整理番号1番について担当委員の調査報告を求めます。11番委員お願いします。
- 11番委員 議案第3号農業振興地整備計画の一部変更、除外申出の意見決定について整理番号1番について去る12月11日申請人NKさん立会いのもと20番委員と11番委員で共同調査をしましたので11番委員が報告します。申請人はNKさんでございます。伊佐市菱刈荒田にお住まいの自治会は下荒田で78歳です。申請地は菱刈荒田字餅ヶ尻3816-10田で3,045㎡でございます。除外目的ですけど、これまでに長年転作地として飼料作物等を耕作していたが、周りの山林が大きくなり、日照不足等で作物の収量も少なくなった。また2、3年前からはイノシシ、シカ、アナグマが出没して作物を荒らすようになり、農地としては維持管理していく手立てが無くなった。そのため今後は山林として管理して行きたいと言う様なことございました。申請地は下荒田集会所の南側約1km位のところに位置しており、現況は転作田であります。申請地の北は山林、南も山林、東も山林、西は転作田であります。除外後は山林へ転用申請したいと言う様なことございました。除外に係わる要件として別に問題はないと思われました。以上のような理由により除外はやむを得ないと思われます。以上の通り現地調査を実施しましたので、報告いたします。以上です。
- 議 長 11番委員の報告が終わりました。委員の皆さんご意見質問はございま

		せんか。
		(「なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りします。 1 1 番委員の報告のとおり、意見を決定することに賛成の委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号1 番は、農振除外の意見が決定しました。
議	長	整理番号2 番について担当委員の調査報告を求めます。3 番委員お願いいたします。
3 番 委 員		議案第3号農業振興地域整備計画の一部変更、除外について、整理番号2 番につきまして。去る1 2月1 1日、申請者、SS氏立会いのもと、1 0 番委員、会長、私3 番委員で共同調査をしましたので私が報告いたします。申請人、SSさんは伊佐市大口鳥巢に居住され5 7歳で、自治会は園田であります。申請地の所在地は伊佐市大口鳥巢字野中2 3 8 0番地3、地目は畑、地積1 6 6 m <sup>2</sup> であります。農業用施設建設の為、農業振興地域整備計画の一部変更用途変更を申請されるものでございます。後で4条申請と同時申請されております。現地は自宅のすぐ近くで良く管理された畑であり、隣にすでに機械倉庫が一部あります。経営拡大で機械類が増えて保管場所がなく今回併設される予定でございます。また周囲も用途変更するのに影響はないものと思います。尚、添付資料として、農用地利用計画変更申出書、全部事項証明書、現地写真、市長よりの意見依頼書が添付してあります。調査委員の意見において、許可相当としましたが委員の皆様方のご審議方よろしくお願いしまして私の報告を終わります。
議	長	3 番委員の報告が終わりました。 委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りします。 3 番委員の報告のとおり、意見を決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

		(全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号2番は、用途区分変更の意見が決定しました。
議	長	議案第3号は、申請件数2件で、除外1件、用途区分変更1件がそれぞれの意見が決定しました。
		————— 議案第4号 —————
議	長	議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に係わる意見決定並びに許可及び諮問決定について提案します。
議	長	整理番号1番について担当委員の報告を求めます。 3番委員お願いいたします。
3 番 委 員		議案第4号農地法第4条の規定による許可申請に係わる意見決定並びに許可及び諮問決定のうち整理番号1番について去る12月11日に申請人、SSさんの立会いの下16番委員、会長、私3番の3名で現地調査を行いましたので私が報告いたします。申請人SSさんは大口鳥巢に居住され自治会は園田で年齢は57歳でございます。申請地は大口鳥巢字野中2380-1、地目は田で地積は892㎡、外1筆で農用地区域内農地で都市計画区域外でございます。合計面積は1,058㎡地目変更する申請であります。先ほど用途区分変更でご説明申し上げました通り経営拡大で農機具等が増え保管場所が無くなり今回、倉庫兼資材置き場として整備される予定でございます。現地は大口園田橋から西方向へ園田集落の方向に500m位行った自宅のすぐ東側に位置し東南側田んぼ、北側市道を挟み宅地、西側市道であります。道路排水等も良く整備され周囲に悪影響を及ぼすようなことはないと思います。添付資料として、全部事項証明書、被害防除に関する誓約書、字図等が添付しており、3委員で協議し許可相当としましたが委員の皆様方のご審議方をお願いして私の報告を終わります。
議	長	ただいま3番委員の報告が終わりました。 委員の皆さんご意見質問はございませんか。 (「なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りします。

		<p>3番委員の報告のとおり、意見の決定並びに許可及び諮問の決定について賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議	長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号1番は、報告の通り意見の決定並びに許可及び諮問が決定しました。</p>
議	長	<p>整理番号2番について担当委員の報告を求めます。</p> <p>2番委員お願いします。</p>
2番委員		<p>議案第4号農地法第4条の規定による許可申請に係わる意見決定並びに許可及び諮問決定についてのうち整理番号2番について、2番が調査の結果を報告いたします。去る12月11日、6番委員と9番委員と私2番委員で申請人でありますHIさん立会いのもと共同調査をいたしました。申請人HIさんは伊佐市大口渕辺に居住され仕事は農業、年齢は88歳で自治会は渕辺であります。申請地の所在地は伊佐市大口渕辺字住吉182外2筆、地目は畑で地積は合計1,358㎡であります。農地区分は第2種農地で転用目的は植林であります。申請地の所在地は平出水小学校から東へ1kmほどに位置しており、東側は畑と山林、西側は畑、南側は畑、北側は畑であります。転用目的は植林となっておりますが、平成17年4月ごろ植林してしまったということで、始末書が添付されております。申請人に話を伺ったところ、高齢になるにつれ、広範囲の畑作が困難になってきたため、花が咲く木を植林してしまったということでありました。尚、隣接地境には法面保護を行い周囲に被害を及ぼさぬ様つとめると言うことでもあります。添付書類として全部事項証明書、位置図、字図、土地利用計画事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、始末書が添付されております。調査の結果この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断しましたが委員の皆様方のご審議方をよろしく申し上げます。以上で私の報告を終わります。</p>
議	長	<p>2番委員の報告が終わりました。</p> <p>委員の皆さんご意見質問はございませんか。</p> <p>(「なし」という声、多数あり。)</p>
議	長	<p>なしということでございますので、お諮りします。</p> <p>2番委員の報告のとおり、意見の決定並びに許可及び諮問の決定につ</p>

いて賛成の委員の挙手を求めます。  
(全員挙手)

議 長

全員挙手。

よって整理番号2番は、報告の通り意見の決定並びに許可及び諮問が決定しました。議案第4号は申請件数2件で2件の意見決定並びに許可及び諮問が決定しました。

————— 議案第5号 —————

議 長

議案第5号農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について提案します。

整理番号1番について担当委員の調査報告を求めます。14番委員お願いいたします。

14番委員

議案第5号農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定のうち整理番号1番につきまして、去る12月11日申請人株式会社E、NJさん立会いの下1番委員、12番委員、私14番委員の3人で共同調査を行いましたので私14番が報告いたします。借り人は鹿児島市鷹師の株式会社Eでございます。貸し人は伊佐市菱刈前目にお住まいのKTさんで自治会は前目下であります。申請地の所在地は伊佐市菱刈前目字四反田2452番、地目は田、地積は832㎡であります。本申請は賃借権で転用目的は業務用資材置き場であります。農地区分は2種農地となっております。申請地の所在地は菱刈中学校より北側に500mほどの所に位置しており、前目公民館の奥にあります。南側は田、東側は農道、北側は公民館、西側は旧国鉄跡地で道路となっております、周囲に与える影響はないものと思われま。添付書類として、土地の全部事項証明書、配置図、平面図、字図、事業計画書、土地賃借契約書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書、資金証明書が提出されております。調査の結果この申請について3名の調査委員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひ申し上げます。以上で報告を終わります。

議 長

はい。14番委員の報告が終わりました。

委員の皆さんご意見質問はございませんか。

(「なし」という声、多数あり。)

議	長	なしということでございますので、お諮りします。 14番委員の調査報告のとおり、意見の決定並びに許可及び諮問決定について賛成の委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手 よって整理番号1番は14番委員の調査報告の通り意見の決定並びに許可及び諮問が決定しました。
議	長	整理番号2番について担当委員の調査報告を求めます。 20番委員お願いします。
20番委員		議案第5号農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定のうち整理番号2番について、去る11日11番委員、私20番委員と委任を受けていらっしゃる行政書士のTさん立会いのもと、3名で共同現地調査をいたしましたので、報告を申し上げたいと思います。借人は伊佐市菱刈川南にお住まいのYSさんで自治会は町船津田下でございます、28歳でございます。貸し人は伊佐市菱刈川南にお住まいのKTさん。同じく自治会は町船津田下で年齢は65歳であります。YさんとKさんは娘婿さんと義理のお父さんでございます。所在地は菱刈川南字竹下1960-1と外1筆田の354㎡でございます、転用目的は一般住宅、権利は使用貸借権でございます。農業振興地域外でございます。調査内容でございますが、申請地は菱刈横川線の築地橋から南へ約300m行った所の左側でございます、現況は水田でございます。尚農地区分は先ほど申し上げました通りでございます、一般住宅の建築予定でございます、資金の調達については融資証明も添付されております。尚、周囲の農地等に関する営農への影響ですが、申請地の東は貸し人のTさんの田んぼ、西は県道、南もTさんの田んぼ、北もTさんの田んぼで田んぼに囲まれたところでございます。尚30年間の使用貸借権でございます、添付書類といたしまして、全部事項証明書、字図、建設計画書、住宅ローン審査結果の通知書、被害防除の計画書及び誓約書、さらに委任状が添付されております。3人で協議の結果この申請については問題はないという判断をいたしました。皆様方のご審議方よろしくお願い申し上げます。以上です。
議	長	はい。20番委員の調査報告が終わりました。 委員の皆さんご意見質問はございませんか。



		(「なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りします。 20番委員の調査報告のとおり、意見の決定並びに許可及び諮問決定に賛成の委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手 よって整理番号2番は20番委員の調査報告の通り意見の決定並びに許可及び諮問が決定しました。
議	長	整理番号3番について担当委員の調査報告を求めます。 8番委員お願いします。
8番委員		議案第5号農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定にのうち整理番号3番について去る11日申請人不在のもと私8番と10番18番委員で現地調査を行いましたので8番が報告いたします。この一件は先月私8番と会長及び事務局1名で事前調査をしたものであります。申請人で譲受人は伊佐市大口青木にお住まいのIRさん42歳、自治会は下青木、譲渡し人は福岡市西区福重にお住まいのYNさん、申請地は伊佐市大口青木字一本松891-2で地目は田、地積は88㎡となっております。申請地の現況は草刈等され荒らさないよう管理はされておりますが、田として活用するには水を供給するにも困難な所であり長年耕作された形跡はありません。本申請は所有権移転売買で、転用目的は資材置き場となっておりますが、父親が申請人居住地より市道を隔て向かい側で、水道土木建築業を経営されております。農地区分は第一種農地ではありますが申請地に行く手目の通路もなく申請人の居住地を通らないといけないという農地であり、活用するには困難であると思われます。申請地の所在地は東側宅地、南側梅の木を植えた農地、西側は生活排水路を隔てて田、北側は申請人住宅であり、周囲の農地への支障はないものと思われます。添付資料として、土地の全部事項証明書、資金証明書、事業計画書、位置図、字図、被害防除契約書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書、行政書士K氏への委任状などが添付してあります。以上のような事から事項上問題無いものであらうと思われます。皆様のご審議をお願いしたいと思います。以上です。よろしくお願いします。

議	長	はい。8番委員の調査報告が終わりました。 委員の皆さんご意見質問はございませんか。 （「なし」という声、多数あり。）
議	長	なしということでございますので、お諮りします。 8番委員の調査報告のとおり、意見の決定並びに許可及び諮問決定に賛成の委員の挙手を求めます。 （全員挙手）
議	長	全員挙手 よって整理番号3番は8番委員の調査報告の通り意見の決定並びに許可及び諮問が決定しました。
議	長	整理番号4番について担当委員の調査報告を求めます。 18番委員お願いします。
18番委員		議案第5号農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定にのうち整理番号4番につきまして、去る12月11日申請人の代理人で行政書士のKさんの立合いの下、8番委員、10番委員、私18番の3人で調査をいたしましたので18番が報告をいたします。譲受人は伊佐市大口木ノ氏にお住まいのKYさんで60歳であります。自治会は木ノ氏であります。譲渡し人は伊佐市大口木ノ氏にお住まいのKKさん67歳で自治会は木ノ氏であります。本申請は所有権移転売買で転用目的は譲受人が土木建設業ということもありまして、業務用の資材置き場ということになっております。申請地の所在地は伊佐市大口篠原木折下2459-1地目は畑、地積は426㎡であります。現在は畑地の状態ではなくいわゆる雑種地状態であります。場所は山ノ口のK商店のI工場がありますがその手前800m位に位置し、南側は田、東側は山林、北側は市道、西側は農道をへて田となっております。農地区分は第2種農地でその他の農地となっており、周囲に与える影響はないと言う風に思われます。一部この受人の仕事の関係だと思われませんが、石材、自然石等が少し置かれておりました。もちろん添付書類の中には顛末書も付いております。調査の結果この申請につきましては3名の調査員の意見において適切であると判断いたしましたけども皆様方の審議方をよろしくお願いいたします。先ほど添付書類のことを申し上げましたが、必要な添付書類は全て揃っておりますので申し添えておきたいと思っております。終わります。

- 議 長 はい。18番委員の調査報告が終わりました。  
委員の皆さんご意見質問はございませんか。  
（「なし」という声、多数あり。）
- 議 長 なしということでございますので、お諮りします。  
18番委員の調査報告のとおり、意見の決定並びに許可及び諮問決定  
に賛成の委員の挙手を求めます。  
（全員挙手）
- 議 長 全員挙手  
よって整理番号4番は18番委員の調査報告の通り意見の決定並び  
に許可及び諮問が決定しました。
- 議 長 議案第5号については申請件数4件で4件の意見決定並びに許可及  
び諮問が決定しました。
- 議案第6号 —————
- 議 長 議案第6号非農地証明願いについて、整理番号1番について担当委員  
の調査報告を求めます。9番委員お願いします
- 9 番 委 員 議案第6号非農地証明願いについて、整理番号1番について去る12  
月11日申請人HTさんは都合が悪く立合いが出来ないと連絡があり  
2番委員、6番委員、私9番委員の3人で共同調査をいたしましたので  
9番委員が報告いたします。申請人は伊佐市大口大田にお住まいのHT  
さんです。土地の所在地は伊佐市大口大田原ノ巣1654-2、地目は  
畑、面積は94㎡であります。94㎡分は最近分筆してあります。非農  
地に至った理由、及び現在の利用状況としまして、平成2年3月に宅地  
への通路として埋立、現在まで利用していたとのことです。周囲は家で  
す。申請地の位置として、郡山八幡神社より東側へ約500m位のとこ  
ろに位置しております。3人の調査委員の協議の結果やむを得ないと判  
断いたしました。添付書類としまして、字図、全部事項証明書等が添付  
されています。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまし  
て、私の報告を終わります。
- 議 長 9番委員の調査報告が終わりました。  
委員の皆さんご意見質問はございませんか。

		(「なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りします。 9番委員の調査報告のとおり、非農地として証明することに賛成の委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手 よって整理番号1番は報告の通り非農地として証明が決定しました。
議	長	整理番号2番について担当委員の調査報告を求めます。16番委員お願いします
16番委員		はい。会長これは、2番3番は一緒にしてはいけませんかね。STさんとAさんは姉妹であり同一区画であります。こ別紙の34ページなんですけど、先ほど該当の説明がありましたけど、この赤で塗ってあるその下に田、田、田と3筆ありますが、その近くを囲んだ一角が今のこの2番と3番であります。同じ敷地内になっておりまして、ここが非農地証明の申請が出ておりますので、一括で申し上げたいと思います。 議案第6号非農地証明願いの、2番3番につきまして、去る12月11日会長それから5番委員、16番委員で共同調査をいたしましたので16番が報告をいたします。申請人STさんは伊佐市大口大島に居住されております。それからSAさんですが、伊佐市大口鳥巢に居住されております。申請地でございますがTさんの方が大口鳥巢字宮ノ前721-2地目は田、地積が270㎡、それからAさんの方が大口鳥巢字宮ノ前721-3、それから722-2、722-3、3筆で合計189㎡であります。この土地の非農地になった原因ですが、父が昭和53年ごろに自宅を建築するために一部土地を分割して、昭和55年に造成をしました。ところが宅地を建設する予定が諸事情により計画を断念し、放置し、その後資材置き場になったりして平成26年に土地分筆登記をして明確化しましたのでこのたび申請をしたいということで現況地目を変えたいということになります。現地ですが、周りが田んぼでございますけど、そこに1m~3m位の段差があったわけですが、そこに間知を積みましてそこに川砂、河川の土砂を投入いたしまして3mくらい持ち上げて、宅地を建設する予定だった。ところが今はその大きな石がですね、散在をし建築資材等もあったんですけど、小石等も散らばっておりまして、雑草も生えており、畑とすることは困難というような感じになった次第ということでございました。申請地の位置でございますが、鳥巢

下公民館からだいたい北に50m位に位置しておりまして、北側は宅地、東側は田、西側は市道、南側は田であります。非常に見晴らしの良いところで間知ブロックを積んでいてですね、宅地にしても良い位のところだったと言うことでもあります。以上のような理由によりまして、3人で話し合いました結果、農地性は消失しており、農地の復旧は困難であると判断いたしました。皆さん方に判断していただきますが、添付資料といたしましては全部事項証明書、見取り図、地積図、委任状等出ております。皆様方の判断を仰ぎたいと思いますが2番3番につきましては以上で報告を終わりたいとます。よろしく願いいたします。

議 長 今2番、3番について16番委員の報告があったわけですが、これも私も見に行きました。これは宅地として申請して宅地としてちゃんと整備した結果、農地性が無くなってしまったということなんで、結局家を建てないと宅地として登記ができないわけですよね。そのままなっとったから石なんかがいっぱい入って非農地になったと言う状況でした。その他皆さまからの質問はございませんか。

(「なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということですので、お諮りします。  
2番3番について、16番委員の調査報告のとおり、非農地として証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。  
よって整理番号2番3番は報告の通り、非農地として証明が決定しました。

議 長 整理番号4番について担当委員の調査報告を求めます。  
2番委員お願いします。

2 番 委 員 議案第6号非農地証明願いについてのうち整理番号4番5番について、2番が調査の結果を報告いたします。去る12月11日6番委員と9番委員と私2番委員で申請人でありますHIさん立会いの下共同調査をいたしました。申請人HIさんは伊佐市大口渕辺にお住まいで自治会は渕辺であります。申請地の所在地は伊佐市大口渕辺字住吉181、

地目は畑、地積は403㎡であります。地図が一緒になっていると思うんですけどもこの農地については下に塗りつぶされている農地の方になります。周囲の状況は東側が山林、西側が宅地、南側が畑、北側が道路となっております。非農地となった時期は昭和60年1月29日ごろであります。非農地となった原因は農機具倉庫が手狭になった為、農業用倉庫を建築したことによるものであります。当該農地の現況は全て農業用倉庫が建っている宅地となっており、調査の結果農地性は消失している為、農地への復旧は容易でないと判断いたしました。

続きまして整理番号5番について2番が調査の結果を報告いたします。申請人はHIさんであります。申請地の所在地は伊佐市大口渕辺、地目は畑で地積は272㎡であります。この地図は上に塗りつぶされた方になります。周囲の状況は東側が宅地、西側は畑、南側が道路、北側が宅地となっております。非農地となった時期は昭和41年8月1日ごろであります。非農地となった原因は住宅の出入り口が狭く不便であったため、通路として整備し庭木等を植えたことによるものであります。当該農地の現況は全て住宅への通路、及び庭木となっており、調査の結果農地性は消失している為、農地への復旧は容易でないと判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議 長 只今整理番後4番、5番について2番委員の方から調査報告が終わりました。委員の皆さんご意見質問はございませんか。  
(「なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。  
2番委員の調査報告のとおり、非農地として証明することに賛成の委員の挙手を求めます。  
(全員挙手)

議 長 全員挙手。  
よって整理番号4番5番は報告の通り、非農地として証明が決定しました。

議 長 議案第6号非農地証明願いについては、5件の申請で5件を非農地として証明することが決定しました。

議 長 その他。 お願いします。

事務局

総会資料の36ページをお開き下さい。月例報告をいたします。  
去る11日現地調査の方をしていただきました。17日の今日が第9回の農業委員会の総会です。18日の金曜日が12月の定例常任議員会議であります。

来月の行事予定です。15日に現地調査を計画しております。20日が第10回の農業委員会の総会です。26日が1月の定例常任議員会議となっております。月例報告は以上です。

事務局長

姿勢を正して下さい。

一同礼

お疲れ様でした。

【終了時間 午前10時5分】

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会長

会長

伊佐市農業委員

9番委員

伊佐市農業委員

11番委員